



平成 30 年 4 月 3 日 立川市広報課

送付文書 計 2 枚

報道機関 各位

## 平日夜間の小児初期救急診療が週 5 日になります！

立川市は「立川市小児初期救急平日準夜間診療室」を、平成 26 年 4 月より平日の月・水・金曜日に国家公務員共済組合連合会立川病院（以下「立川病院」）内で運営してきましたが、平成 30 年 5 月より立川病院が新たに平日の火・木曜日に小児初期救急診療室を開設することとなりました。これにより、子どもが急な発熱等で体調がすぐれないとき、平日の全日（月曜日から金曜日）の準夜間帯に、立川病院内で小児科の応急的診療が受けられることとなります。

- ◆ 運営 小児科（15 歳未満）の初期救急診療を行い、薬は院内で処方する。  
月・水・金曜日は立川市が診療事業を実施（立川病院に委託）。  
火・木曜日は立川病院事業として小児科診療を実施。
- ◆ 名称・場所 **立川市・立川病院 こども救急室**  
立川市錦町 4 丁目 2 番 22 号 立川病院内
- ◆ 開設時期 平成 30 年 5 月 7 日（月）より
- ◆ 診療日時 平日の月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び年末年始を除く）  
午後 7 時 30 分～午後 10 時 00 分（受付時間）

---

### 【問い合わせ】

立川市福祉保健部健康推進課 担当：鈴木真理 ☎042-523-2111（内線 4700）

# 平成30年5月7日(月)より 平日の月曜日から金曜日の夜間

## 立川市・立川病院 こども救急室

### を開設します

立川市は、平日の月・水・金曜日に立川病院内で「立川市小児初期救急平日準夜間診療室」を運営していますが、平成30年5月7日から、立川病院が平日の火・木曜日に診療室を開設することとなりました。

お子さまが急な発熱等で体調がすぐれないとき、平日の月曜日から金曜日の準夜間帯に、立川病院内で小児科の応急的診療が受けられます。

診療科目・・・**小児科（15歳未満が対象）**

ただし、応急的診療のため、投薬は最低日数分となります。

診療日・・・平日の月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）

診療時間・・・**午後7時30分～午後10時00分(受付時間)**

場 所・・・立川病院1階 立川市錦町4-2-22

（正式名称 国家公務員共済組合連合会 立川病院）

※病院東側の「時間外出入口」よりお入りください。



**042-523-2677**

お 願 い・・・保険証および乳幼児医療証等を忘れずにお持ちください。

保険証をお忘れの場合、または使用できない(交通事故・第三者行為)患者様につきましては、預り金として1万円をお預かりし、翌日以降の精算とさせていただきます。